○法務省告示第二百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社琉球ホテルリゾート八重山	沖縄県石垣市字大川五百五十九番地　ホテル業務
株式会社はいむるぶし	沖縄県八重山郡竹富町字小浜二千九百三十番地の一　ホテル業務

○法務省告示第二百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表マガタ富士化成株式会社の項中「マガタ富士化成株式会社」を「大宝浜松株式会社」に改める。

○法務省告示第二百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表コクヨファニチャー株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

大建工業株式会社	富山県南砺市井波一番地一　建具製作
株式会社いわきゅう	静岡県磐田市気子島九百六十一番地　惣菜製造業
コクヨ株式会社	大阪府大阪市東成区大今里南六丁目一番一号　溶接、塗装、工場板金

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社宇高	愛媛県今治市米屋町二丁目一番地の十八　婦人子供服製造

○外務省告示第二百三号

平成二十八年五月十九日にブリュッセルで、刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書の修正に関する次の書簡の交換が欧州連合との間に行われた。

平成二十八年六月七日

外務大臣　岸田　文雄

（欧州連合側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千九年十一月三十日にブリュッセルで、及び二千九年十二月十五日に東京で署名された刑事に関する共助に関する欧州連合と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、協定第三十条の規定に従い、別添の新たな附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢが協定の現行の附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢにそれぞれ代わることを欧州連合に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、この提案が日本国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が欧州連合と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年五月十九日にブリュッセルで

欧州連合オランダ王国政府代表部大使
ピエター・デ・グーイジャー

欧州連合日本政府代表部
特命全権大使　片上慶一閣下

別添

附属書Ⅰ　中央当局

両締約者の中央当局は、次の当局とする。

アイルランド　司法・平等大臣及び同大臣が指定する者
イタリア共和国　司法省法務総局刑事局
エストニア共和国　法務省
オーストリア共和国　法務省
オランダ王国　オランダ安全・司法省
キプロス共和国　法務・公の秩序省
ギリシャ共和国　法務・透明性・人権省
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　内務省（英国中央当局）、歳入関税庁及びスコットランド検察庁（スコットランド中央当局）
クロアチア共和国　司法省
スウェーデン王国　法務省及び文書の送達に関する請求についてストックホルム県行政庁
スペイン王国　法務省国際司法協力副総局
スロバキア共和国
　公判前の手続　検事総局
　公判中の段階　法務省
　共助の請求の受領　法務省
スロベニア共和国　法務省国際共助課
チェコ共和国
　事件の訴えが裁判所に提起される前（公判前の手続）　チェコ共和国最高検察庁
　事件の訴えが裁判所に提起された後（公判中の刑事手続）　チェコ共和国法務省
デンマーク王国　法務省
ドイツ連邦共和国　連邦司法庁
ハンガリー　法務省及び最高検察庁
フィンランド共和国　法務省
フランス共和国　司法省刑事・恩赦局国際刑事共助課
ブルガリア共和国　法務省
ベルギー王国　連邦法務省国際刑事協力局
ポーランド共和国
　公判前の段階　検事総局
　公判中の段階　法務省
ポルトガル共和国　検事総局
マルタ共和国　司法長官庁
ラトビア共和国
　起訴までの公判前捜査の間　国家警察
　事件を裁判所に送致するまでの公判前捜査の間　検察総局
　公判中　法務省
リトアニア共和国　リトアニア共和国法務省及びリトアニア共和国最高検察庁
ルーマニア　法務省国際法・司法協力局国際刑事共助課
ルクセンブルク大公国　検事総長
日本国　法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者